

震災廃棄物処理の支援に係る協定書

千葉市（以下「甲」という。）とジャパン・リサイクル（株）（以下「乙」という。）は、廃棄物処理の支援について、以下のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲が行う廃棄物の処理にあたって問題が発生し、その処理に支障が生じるおそれのある場合に、乙の支援を受けることにより、甲の廃棄物処理の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 本協定における廃棄物とは、震災等で発生した一般廃棄物をいう。

（支援の実施）

第3条 本協定により、甲が乙に支援を要請する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 甲のごみ処理施設は稼働するものの、震災等の災害により、甲のごみ処理施設だけでは廃棄物を適正に処理できない状況に陥るか、またはそのおそれがある場合
- (2) 甲のごみ処理施設が、緊急の保守・点検等によって、廃棄物を適正に処理できない状況に陥るか、またはそのおそれがある場合

（支援要請及び実施）

第4条 甲は、前条に掲げる事態が発生した場合、乙に支援を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により支援の要請を受けた場合、乙のごみ処理施設が位置するJFEスチール株式会社東日本製鉄所の操業及び乙の業務に支障のない範囲において、支援を行うものとする。

（支援方式）

第5条 支援は、甲の廃棄物処理業務を乙へ委託する契約を締結することにより行うものとする。

(費用負担)

第6条 支援の実施に要する費用は、甲乙間で協議の上、甲が負担するものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、法令に従い甲乙間で協議の上、決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

この協定締結の証として本書を2部作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 4月26日